

よくわかる！

協働のすすめかた



協働って？



協働とは、地域社会の多様な主体同士が、地域課題の解決などといった目的を共有し、対等な立場で連携・協力しながら地域づくり活動を行うことです。

少子高齢化や地域コミュニティ機能の低迷など、私たちを取り巻く社会状況が変化し、住民ニーズや価値観が多様化しています。このような中、地域における様々な社会的課題を解決するためには、市民、公益活動団体、事業者、自治会、地域自治協議会、行政など、地域に関わる多様な主体がそれぞれの強みを活かしながら連携・協力し、自分のこととして取り組むことが不可欠になっています。

なぜ協働が必要なの？



どんなことが協働？



協働は、事業の目的や期待する効果、協働する相手方の特性などによって、実施する**協働の手法**が変わります。主な手法は下記のとおりです。
(委託、指定管理、事業協力、共催、実行委員会・協議会、後援、補助・助成)
※協働の手法の詳細な内容は2ページに記載しています。

様々な主体と協働していくうえで、**協働の原則**(ルール)を互いに理解し、これを意識しながら進めていくことでより効果的に目的を達成することができます。

※協働の原則の詳細な内容は3ページに記載しています。

気を付けることは？



奈良市では、平成21年7月に施行した「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」に基づき、市民や公益活動団体、事業者、学校、地域自治協議会、市などが、互いに努力し、連携協力して、市民参画と協働によるまちづくりを進め、住みよいまちを実現するために、「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」を策定しています。さらに、それぞれの主体を取り巻く現状を踏まえ、課題を解決していくために、実施計画を定め、各部署において市民参画及び協働の推進に取り組んでいます。各施策の実施計画は、毎年度、その実施状況について事業の評価を行い、市民の皆さんに公表します。

※各施策の計画・評価のながれについては4ページをご覧ください。

※推進計画の詳細な内容については下記URLまたは右記QRコードからご確認ください。
(<https://www.city.nara.lg.jp/site/shingikai/10279.html>)



協働の手法

委託

地縁団体、NPO、ボランティア団体や事業者等に対して、事業を委託する協働形態です。(単なる業務の請負など、すべての委託事業が協働となるわけではありません。)

協働型の委託事業では、受託者となる団体等の提案・企画を仕様書に取り入れ、事業の実施過程において協議の場を設定するなど、相互の意思疎通を図るとともに団体等の特性を十分に生かす形で実施します。

指定管理

地縁団体、NPO、ボランティア団体や事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するもの。指定管理者の特性を生かしたソフト事業の実施などで特に効果が期待されます。(単なる施設管理など、指定管理者制度を導入する全ての施設が協働となるわけではありません。)

事業協力

地縁団体、NPO、ボランティア団体や事業者等と市との間で、経費負担、役割分担、責任など、お互いの得意分野を出し合い協力していくものです。それぞれの特性を生かす役割分担を取り決めた協定書等により、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う協働形態です。なお、情報や活動場所の提供などの協力関係も事業協力に含みます。

共催

地縁団体、NPO、ボランティア団体や事業者等と市が主催者となって共同で一つの事業を行う協働形態です。共催することで、自由な発想や市民活動団体等が持つネットワークを生かすことができ、単独で主催するよりも内容の充実が図られます。

実行委員会・協議会

地縁団体、NPO、ボランティア団体や事業者等と市とで構成された実行委員会が主催者となって、事業を行う協働形態です。企画段階から十分に協議し、経費負担や役割分担を明確にし、それぞれの専門性を生かすことで、単独で主催するよりも内容の充実などが図られます。

後援

地縁団体、NPO、ボランティア団体や事業者等が主催する事業に対して、その趣旨に賛同し、開催を援助する協働形態です。人的・金銭的な支援は伴いませんが、後援により社会的信頼を得られることで、効果的な事業展開につなげることができます。

補助・助成

地縁団体、NPO、ボランティア団体や事業者等が主体的に行う公益性の高い事業に対し、その事業を支援、育成するために、補助金を交付する協働形態です。

協働の原則

対等性（対等であること）

対等であることとは、“同質・同一”になることでなく、主従の関係にならずにそれぞれの違いを活かしあえる関係をつくりだすことです。協働は行政の仕事の下請けや、期待の受け皿ではありません。主体がどちらであっても、経費負担の多少にかかわらず、相互の特性が活かされる手法や手続きを採用し、主体性や自立性を損ねることにならないようにしましょう。

相互理解（相互に理解すること）

市民活動団体と行政は、それぞれの立場や特性、価値観に基づいて活動している、お互いに独立した存在であるということを理解しましょう。相互に情報提供や意見交換を行うなど、積極的にコミュニケーションを取り、信頼関係を築いていきましょう。

自主性尊重（自主性を尊重すること）

協働の相手のもつ柔軟性、先駆性、専門性などの長所を活かした取り組みができるよう、自主性を尊重しましょう。

自立化（自立化を進めること）

過度の依存に陥ることのないよう、協働の相手が自立にむかうように協働を進めましょう。

目的共有（目的を共有すること）

協働の目的をお互いに共通理解し、確認しておくことにより、円滑な取り組みを行っていきましょう。

相互補完（補完しあうこと）

両者の特性を踏まえつつ、お互いに補い合いながら役割を分担しましょう。

公開（公開すること）

お互いに協働についてのプロセスや結果等の情報を公開し、事業の透明性を確保しましょう。

相互変革（共に変わること）

協働をとおしてお互いに「共に学び」「共に育ち」「共に変わる」という姿勢や意識を持ちましょう。

期限設定（期限を決めること）

協働事業の達成目標や事業期間など協働関係を解消する条件を決めておくことで、馴れ合いを防ぎ、適度の緊張感を保ちつづけましょう。

★本市では毎年度、よりよい事業の発展のために、この**協働の原則**に基づき、行政と協働相手が**相互に評価**し、評価が異なる項目の原因分析や改善点、課題の抽出及び意見交換等を行っています。※評価のながれについては4ページをご覧ください。

協働事業の開始から評価まで

① 協働で行う意義・事業の形態・お互いの特性を確認します

こんな事業を進みたいと思ってるのですが、協働事業として一緒にやっていきませんか？



これなら協働事業としてお互いのもつ特性を活かすことができますね。

② 協働相手と実施計画をたてます(Plan)

行政は財政面とハード面で支援し、ここの施設を地域の活動拠点として推進したいと考えています。



施設の管理・施設での事業及びイベントの企画や開催をします。こんな計画で進めようと思いますがどうでしょう？

この事業内容でいきましょう！！
スケジュールについてはこの案の方がより市民にとっても参加しやすいと思いますがどうでしょうか？



確かにそうですね！！では、それを計画に反映し、進めていきましょう。

③ 計画に基づき事業を実施します(Do)



④ 互いに事業の実施内容を協働の原則に基づいて評価しあいます(Check)

対等性は保たれただろうか？
相互に理解しあえてただろうか？



目的の共有はできたかな？
互いに補って役割分担できたかな？



相互評価



第3者評価 … 評価内容を本市の※審議会で審議し事業の改善点等の意見を募ります。

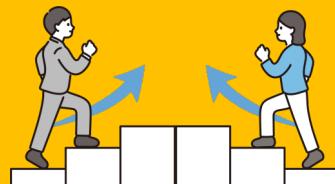


この事業については、ここを工夫すればもう少し改善の余地があるのでは？

※審議会…奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会(<https://www.city.nara.lg.jp/site/shingikai/10279.html>)

⑤ 評価や意見をもとに課題を把握し、よりよい事業の実施につなげます(Act)

なるほど！ここを工夫すれば
課題が解決するかもしれない！



来年度はこの部分のプロセスを
もう少し明確にしよう！

